

財政状況等一覧表（平成20年度）

(単位: 百万円)

団体名 永平寺町

標準税収入額等 A	普通交付税額 B	臨時財政対策 債発行可能額C	標準財政規模 A+B+C
2,494	3,069	335	5,898

1. 一般会計等の財政状況

(単位: 百万円)

会計名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	他会計等からの 繰入金	地方債現在高	備考
一般会計	8,790	8,202	589	371	10	8,650	基金から10百万円繰入
一般会計等	8,790	8,202	589	371		8,650	

2. 公営企業会計等の財政状況

(単位: 百万円)

会計名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等からの 繰入金	企業債(地方債) 現在高	左のうち一般会計 等繰入見込額	備考
上水道会計	178	165	13	557	5	927	-	法適用企業
簡易水道事業会計	300	288	12	12	48	1,250	509	
下水道事業会計	1,147	1,143	4	4	284	4,979	3,719	
農業集落排水事業会計	197	190	7	7	95	1,736	1,338	
土地開発事業会計	258	258	-	-	-	32	-	
国保事業会計	1,680	1,647	33	33	63	-	-	
老人保健事業会計	212	207	5	5	16	-	-	
介護保険会計	1,409	1,391	18	18	211	-	-	
後期高齢者医療会計	176	175	1	1	43	-	-	
公営企業会計等 計				637		8,924	5,566	

- (注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法を適用している公営企業である。
 2. 法適用企業に係るもの以外のものについては「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「形式収支」を表示している。
 3. 「資金剰余額/不足額(実質収支)」は、地方公共団体財政健全化法に基づくものであり、資金不足額がある場合には負数(-)で表示している。
 4. 「左のうち一般会計等繰入見込額」は、企業債(地方債)現在高のうち将来負担比率に算入される部分の金額である。

3. 関係する一部事務組合等の財政状況

(単位: 百万円)

一部事務組合等名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等からの 繰入金	企業債(地方債) 現在高	左のうち一般会計 等負担見込額	備考
こしの国広域事務組合	202	204	2	69	-	707	707	法適用企業
五領川下水道事務組合	406	390	16	627	-	2,891	1,983	法適用企業
福井坂井地区広域市町村圏事務組合	3,690	3,477	212	141	970	2,457	258	
福井県市町総合事務組合(普通会計分)	5,428	5,414	14	14	-	-	-	
福井県市町総合事務組合(事業会計分)	187	135	52	52	-	-	-	
勝山・永平寺衛生管理組合	50	49	1	1	-	-	-	
福井県自治会館組合	130	125	5	5	-	-	-	
福井県後期高齢者医療組合	985	874	111	111	-	-	-	
一部事務組合等 計				1,020		6,055	2,948	

4. 地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

(単位: 百万円)

地方公社・第三セクター等名	経常損益	純資産又は 正味財産	当該団体からの 出資金	当該団体からの 補助金	当該団体からの 貸付金	当該団体からの 債務保証に 係る債務残高	当該団体からの 損失補償に 係る債務残高	一般会計等 負担見込額	備考
えちぜん鉄道(株)	329	550	68	33	-	-	-	-	
地方公社・第三セクター等 計			68	33	-	-	-	-	

- (注) 損益計算書を作成していない民法法人は「経常損益」の欄には当期正味財産増減額を表示している。

5. 充当可能基金の状況

(単位: 百万円)

充当可能基金名	平成19年度 A	平成20年度 B	差引 B-A
財政調整基金	1,100	1,139	39
減債基金	6	6	0
その他充当可能基金	1,000	1,030	30
充当可能基金計	2,106	2,175	69

- (注) 「充当可能基金」とは、基金のうち地方債の償還等に充当可能な現金、預金、国債、地方債等の合計額をいい、貸付金及び不動産等を含まない。

6. 財政指標の状況

財政指標名	平成19年度 A	平成20年度 B	差引 B-A	早期健全化 基準	財政再生 基準	資金不足比率 (公営企業会計名)	平成19年度 A	平成20年度 B	差引 B-A
実質赤字比率	5.96	6.28	0.32	14.49	20.00	上水道事業	-	-	-
連結実質赤字比率	18.22	17.07	1.15	19.49	40.00	簡易水道事業	-	-	-
実質公債費比率	19.0	17.5	1.50	25.0	35.0	下水道事業	-	-	-
将来負担比率	148.1	130.8	17.30	350.0		農業集落排水事業	-	-	-
財政力指数	0.42	0.45	0.03			土地開発事業	-	-	-
経常収支比率	86.1	85.0	1.10						

- (注) 1. 「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「資金不足比率」は負数(-)で表示しており、収支が黒字の場合には便宜的に当該黒字の比率を正数で表示している。
 2. 「資金不足比率」の早期健全化基準に相当する「経営健全化基準」は、公営競技を除き、一律 20%である(公営競技は0%)。
 3. 早期健全化基準に相当する「資金不足比率」の「経営健全化基準」は、公営競技を除き、一律 20%である(公営競技は0%)。
 4. 「早期健全化基準」及び「財政再生基準」は平成20年度決算における基準である。